

#	業務 (選択法から選択)	機能ID	意見の分類 (選択法から選択)	新規意見区分 (選択法から選択)	要件		意見の根拠		運用想定	現行システム区分 (選択法から選択)	対応方針				回答集約（地方団体構成員）	検討結果
					修正前	修正後	分類（選択法から選択）	詳細			大分類 (反映する、反映しない、要検討)	要件修正方針 (追加、修正、削除、変更なし、要検討)	構成員確認 (WT) 要否 (共有、意見照会、不要)	対応内容		
1	法人住民税	110020	①：要件追加	①：新規意見	法人区分は、法人税法第2条の分類に基づいて管理できること。 (普通法人、協同組合、人格なき社団等、公共法人及び公益法人等) また、公共法人、公益法人等は地方税法第296条第1項に掲げられるものとそれ以外に区別できること。	【追加希望】 非営利型、営利型の一般社団法人及び一般財団法人の区別ができること。	①：地方税法（法律・政令・省令）への準拠・外部機関（eTAX等）への対応	一般社団法人及び一般財団法人においては、法人税法第2条第9号の2に示されているように非営利型と営利型にて明確に区別されているため、 非営利型であればどれだけ法人税（国税）があったとしても中間申告不要の法人となるが営利型であると中間申告が必要となるため、それについて明確に区別ができる法人区分が必要と考えられる。そのため、中間申告の発送対象法人の確認を行う際に、非常に円滑に業務を進めることができると想定している。	①：現行システムでパッケージ標準で実装している機能	要検討	追加	意見照会	【確認】 ①一般社団法人及び一般財団法人について、現行システムでは営利型と非営利型の区別をシステム上管理していますでしょうか（管理は必要でしょうか） ②仕様書上定義する場合、標準オプション機能での追加を想定していますが、問題ありませんでしょうか。 ※機能要件0110020の要件の考え方・理由に追記することも考えていますが、その場合は実装必須機能と同等の扱いとなります	(G市)：①営利型の場合は株式会社等と同様の法人区分として、非営利型とは区別してシステム上管理しています。営利型と非営利型とで、中間申告の対象となるなど取扱いが異なるため、システム上の管理は必要と考えます。 ② 実装必須機能において①の対応が可能であれば、標準オプション機能での追加で問題ありません。 (E市)：①本市では、システム上の管理はしていないが、基本的な情報としてメモ機能等で把握している。中間申告義務の管理もあるため、システム上で管理できるほうが望ましい。②問題なし (K市)：①管理している。（公益法人が普通法人かをコードによって管理している。(修正前の機能と同じ)）②問題なし (C市)：①システム上管理している。また、管理が必要であると考える。②問題ない (I市)：①「営利型・非営利型」を選択する項目がある訳ではありませんが、法人税法第2条の分類に基づ(「普通法人or公益法人」と申告書の種類（確定のみor予定あり）によって間接的に区別しています。現状では法人ごとに登録できるメモ機能に「普通法人or非営利法人」を入力しており、当該機能があれば時間短縮につながると思われます。そのため、管理が必要と考えます。 ②本市においては業務時間の短縮が見込めるため、実装必須項目としての追加を要望します。 (B市)：①についてシステム上の管理は行っていません。 (J市)：①について 現行システムでは、法人区分として「一般社団法人及び一般財団法人」自体を管理していません。（現行システムの標準仕様書への適合更新時には「組織区分」として「一般社団法人及び一般財団法人」を管理可能となります。） ②について 標準オプション機能での追加で問題ないと考えます。中間申告の要否を区別する観点で申しますと、中間申告用の「申告書送付区分（要／不要）」で設定可能なためです。 中間申告の要否を区別する観点で申しますと、中間申告用の「申告書送付区分（要／不要）」で設定可能なためです。 (F市)：①区別している（管理は必要）②問題無し (H市)：①システム上管理していない。（管理は不要）②問題なし (D市)：①管理している②問題ありません (A市)：①について 現行システムでは、法人区分として「一般社団法人及び一般財団法人」自体を管理していません。 （現行システムの標準仕様書への適合更新時には「組織区分」として「一般社団法人及び一般財団法人」を管理可能となります。） ②について 標準オプション機能での追加で問題ないと考えます。中間申告の要否を区別する観点で申しますと、中間申告用の「申告書送付区分（要／不要）」で設定可能なためです。 (地方税共同機構)：①②当該機能要件は、基幹税務システムにおける機能と認識しており、照会内容について回答する立場にありません。 なお、eTAXにおいて、一般社団法人及び一般財団法人について、営利型と非営利型の区別を管理していないことを申し添えます。 (デジタル庁)：①②開発事業者への影響が懸念されるため、適合基準日や対応期限等について、事業者の意見をしっかりと踏まえたご対応をお願いいたします。 (総務省デジタル統括アドバイザー)：当該システムを運用していないので回答できない。	営利型と非営利型の区別をシステム上管理している（管理が必要である）団体が一定数存在し、標準オプション機能での実装が不可能と回答している団体はいないことから、「非営利型、営利型の一般社団法人及び一般財団法人の区別ができること」という機能を標準オプション機能として追加する。	
2	法人住民税	0110158	①：要件追加	①：新規意見	特定寄附金税額控除額及び仮装経理に基づく控除額の金額を入力し、税額計算が行えること。租税条約の実施に係る控除額を入力し、税額計算が行えること。 特定寄附金の額を管理できること。寄附件数を管理できること。	【追加希望】 特定寄附金控除額の計算結果が正しく本表（20号様式）へ反映されているかチェックできること。 また地域再生法施行規則14条1項の規定により交付された書類の写し（受領書）が必要となることから、そのデータを管理できること。	⑧：業務精度向上	特定寄附金控除額の税額が適正であるかをシステム上でチェックができるため。 なお、地方税法附則第八条の二の二②に特定寄附金控除を受ける場合には地域再生法施行規則14条1項の規定により交付された書類の写し（受領書）が必要となることから、そのデータを管理する際に利便性が向上されるため。	①：現行システムでパッケージ標準で実装している機能	要検討	追加	意見照会	【確認】 ①特定寄附金控除の受領証（地域再生法施行規則14条1項）情報について、現在税務システム上管理していますでしょうか。 ②（管理している場合）どのように管理していますでしょうか。（値のみの管理か、受領証のイメージデータを管理しているか） ③仕様書上定義する場合、標準オプション機能での追加を想定しておりますが問題ありませんでしょうか。 ※なお、特定寄附金控除額のチェック機能については機能0110134で代替可能と想定しているため新規追加は行わない想定です	(G市)：①システム上管理していません。②－ ③標準オプション機能での追加で問題ありません。 (E市)：①システム上の管理はしていない。提出を受けた受領証は目視により確認している。③問題なし (K市)：①システム上の管理はしていない。③標準オプション機能での追加で問題なし。 (C市)：①税務システム上では管理しておらず、別途Excelで管理している。③問題ない (I市)：①管理していません。②該当なし。③現状、紙媒体でのみ管理している情報になるため、システム上での管理が望ましいと考えます。システム提供事業者によっては、標準オプションに引付カスタマイズ費用が発生する可能性があるため、標準オプションではなく実装必須項目としての追加を要望します。 (B市)：①についてシステム上の管理は行っていません。 (J市)：①について現行システムでは管理していません。②について：上記③のため省略。 ③について 標準オプション機能での追加で問題ないと考えます。 (F市)：①受領証のシステム上の管理は無し②－③問題無し (H市)：①システム上管理していない③問題なし (D市)：①管理していません②－③問題ありません (A市)：①について、現行システムでは管理していません。 ②について 上記③のため省略。 ③について 標準オプション機能での追加で問題ないと考えます。 (地方税共同機構)：①②③照会内容について回答する立場にありません。 (デジタル庁)：①②開発事業者への影響が懸念されるため、このタイミングでの実装必須機能としての追加は反対いたします。 ③異論ございません。 (総務省デジタル統括アドバイザー)：当該システムを運用していないので回答できない。	受領証をデータとして管理している団体はいないことから、現行システムも受領証はシステム外で管理していることが想定されるため、標準オプション機能への追加は見送ることとする。	

③仕様書改定案（帳票要件 等） に関するご意見(集約)

#	業務 （国民税から選択）	仕様書改定案の対象 （国民税から選択）	帳票ID	帳票名	項目番号	項目名称	意見の分類 （国民税から選択）	新規意見区分 （国民税から選択）	要件		意見の根拠		運用想定	現行システム区分 （国民税から選択）	対応方針	検討結果
									修正前	修正後	分類（国民税から選択）	詳細				
1	法人住民税	帳票印字項目・諸元表	0110027	申告書送付案内 (法人送付)	6	発送日	②：要件変更	①：新規意見	実装必須項目	標準オプション項目	⑤：過剰な要件	当該帳票の運用想定 ・毎月、対象法人あてに送付（あくまでも案内文としての運用であり、通知効力を有する文書として送付しない） ・件数：約10,000件/月 ・通知効力を有する文書として運用しない場合、日付を印字する必要がないため ・機械的に印字される発送日ありきで業務を行うのは現場での柔軟な事務運用に支障をきたすものであるため システム提供事業者からは、決まった日を毎月印字することしかできず、機能改修も不可と言われている状況。（例：「20日」とした場合、すべての月で20日と印字される。土日の区別も不可） 印字される日付と異なる日付で行政からの書類が送付されることとなり、自治体の事務運用について納税者に不快感を抱かせる恐れがある	③：現行システムでは使用していない帳票	要検討	■構成員 記載している：5団体（全団体任意の日付で発行可能） 記載していない：6団体 ■ベンダ 記載している：6社（全社ともに任意の日付で発行可能） 記載していない：0社 全ベンダとも日付を記載しており、かつ、固定ではなく任意の日付を選択できるのであれば、標準オプション項目に緩和しても、地方団体の判断で印字有無を選択できると思われる。 よって、標準オプション項目に緩和しても、日付印字を行っている団体は継続して運用できるものと想定される。 以上を踏まえて、「発送日」を標準オプション項目へ緩和する。 なお、機能ID「0110077」（実装必須機能（※））では、申告書送付案内の発送履歴（発送年月日及び発送有無）が管理できること、とあるので、「発送日」を標準オプション項目へ緩和すると併せて、備考に下記文言を追記予定。 申告書送付案内の発送日を印字しない場合は、申告書送付案内の発送履歴（発送年月日及び発送有無）の管理は必須ではない。	
2	法人住民税	帳票印字項目・諸元表	0110036	申告勧奨通知	5	通知日	②：要件変更	①：新規意見	実装必須項目	標準オプション項目	⑤：過剰な要件	日付の印字の必要性が低い 機械的に印字される発送日ありきで業務を行うのは現場での柔軟な事務運用に支障をきたすものであるため システム提供事業者からは、決まった日を毎月印字することしかできず、機能改修も不可と言われている状況。（例：「20日」とした場合、すべての月で20日と印字される。土日の区別も不可） 印字される日付と異なる日付で行政からの書類が送付されることとなり、自治体の事務運用について納税者に不快感を抱かせる恐れがある	③：現行システムでは使用していない帳票	(G市)：①「営利型」の場合は株式会社等と同様の法人区分として、非営利型とは区別しシステム上管理しています。営利型と非営利型として、中間申告の対象となるかなど取扱いが異なるため、システム上の管理は必要と考えます。 ② 実装必須機能において①の対応が可能であれば、標準オプション機能での追加で問題ありません。 (E市)：①本市では、システム上の管理はしていないが、基本的な情報としてメモ機能等で把握している。中間申告義務の管理もあるため、システム上で管理できるほうが望ましい。②問題なし (K市)：①管理している。（公益法人が普通法人かをコードによって管理している。（修正前の機能と同じ））②問題なし (C市)：①システム上管理している。また、管理が必要であると考え、②問題ない (I市)：①「営利型・非営利型」を選択する項目がある訳ではありませんが、法人税法第2条の分類に基づき法人区分（普通法人or公益法人）と申告書の種類（確定のみor予定のみ）によって間接的に区別しています。現状では法人ごとに登録できるメモ機能に「普通法人or非営利法人」を入力しており、当該機能があれば時間短縮につながると思われます。そのため、管理が必要と考えます。 ②当市においては業務時間の短縮が見込めるため、実装必須項目としての追加を要望します。 (B市)：①についてシステム上の管理は行っていません。 (J市)：①について 現行システムでは、法人区分として「一般社団法人及び一般財団法人」自体を管理していません。（現行システムの標準仕様書への適合更新時には「組織区分」として「一般社団法人及び一般財団法人」を管理可能となります。）②について標準オプション機能での追加で問題ないと考えます。 中間申告の要否を区別する観点で申しますと、中間申告用の「申告書送付区分（要／不要）」で設定可能なためです。 (F市)：①区別している（管理は必要）②問題無し (H市)：①システム上管理していない。（管理は不要）②問題なし (D市)：①管理している②問題ありません (A市)：①について 現行システムでは、法人区分として「一般社団法人及び一般財団法人」自体を管理していません。 （現行システムの標準仕様書への適合更新時には「組織区分」として「一般社団法人及び一般財団法人」を管理可能となります。） ②について、標準オプション機能での追加で問題ないと考えます。中間申告の要否を区別する観点で申しますと、中間申告用の「申告書送付区分（要／不要）」で設定可能なためです。 （地方税共同機構）：①②当該機能要件は、基幹税務システムにおける機能と認識しており、照会内容について回答する立場にあります。 なお、eLTAXにおいて、一般社団法人及び一般財団法人について、営利型と非営利型の区別を管理していないことを申し添えます。 (デジタル庁)：①②開発事業者への影響が懸念されるため、適合基準日や対応範囲等について、事業者の意見をしっかりと踏まえたご対応をお願いいたします。 (総務省デジタル統括アドバイザー)：当該システムを運用していないので回答できない。	■構成員 記載している：6団体（全団体任意の日付で発行可能） 記載していない：5団体 ■ベンダ 記載している：6社（全社とともに任意の日付で発行可能） 記載していない：0社 全ベンダとも日付を記載しており、かつ、固定ではなく任意の日付を選択できるのであれば、標準オプション項目に緩和しても、地方団体の判断で印字有無を選択できると思われる。 よって、標準オプション項目に緩和しても、日付印字を行っている団体は継続して運用できるものと想定される。 以上を踏まえて、「通知日」を標準オプション項目へ緩和する。 なお、機能ID「0110255」（実装必須機能（※））では、申告勧奨通知の発送履歴（発送年月日及び発送有無）が管理できること、とあるので、「通知」を標準オプション項目へ緩和すると併せて、備考に下記文言を追記予定。 申告勧奨通知の通知日を印字しない場合は、申告勧奨通知の発送履歴（発送年月日及び発送有無）の管理は必須ではない。	